

平成 23 年度第 2 回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成 23 年 10 月 28 日（金）午後 2 時 00 分～午後 5 時 00 分
- 2 開催場所 春日井市役所南館 4 階 第 2 委員会室
- 3 出席者

【会長】

向 文緒（中部大学）

【職務代理者】

田代 波広（圏域アドバイザー）

【委員】

森長 研治（愛知県心身障害者コロニー）

林 幸児（尾張北部障害者就業・生活支援センター）

市川 潔（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

恩田 享之（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

佐々木 はるみ（春日井保健所）

近藤 幸保（春日台養護学校）

佐藤 龍史（春日井公共職業安定所）

貝沼 栄一（春日井市身体障害者福祉協会）

戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）

河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）

藤原 博恵（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）

伊藤 功一（春日井市社会福祉協議会）

【障がい者生活支援センター】

尾崎 智（春日苑障がい者生活支援センター）

住岡 亜美（春日苑障がい者生活支援センター）

山中 利宏（障がい者生活支援センターかすがい）

綱川 克宜（障がい者生活支援センターかすがい）

宮原 香苗（障がい者生活支援センター JHN まある）

下村 真由美（障がい者生活支援センターあつとわん）

【事務局】

鈴木 満 (健康福祉部長)
西澤 章 (障がい福祉課長)
丹羽 勝彦 (障がい福祉課長補佐)
清水 栄司 (障がい福祉課主査)
近田 政典 (障がい福祉課主任)
松本 えみ (障がい福祉課主任)

【傍聴】 10名

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会の報告について
- (3) 地域の課題の解決に向けての取り組みについて
- (4) 春日井市障がい者総合福祉計画の改訂について

5 会議資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計表【資料1】
- (2) 相談支援事業所 相談に関する報告【資料2】
- (3) 相談支援事業所連絡会報告【資料3】
- (4) 住まいに関する研究会報告【資料4】
- (5) 当事者団体連絡会報告【資料5】
- (6) 連携部会 (医療関係) 報告【資料6】
- (7) 日中活動部会報告【資料7】
- (8) 春日井市障がい者総合福祉計画中間案【資料8】
- (9) 障がい者生活支援センター利用者アンケート【資料9】

6 議事内容

議事に先立ち、健康福祉部長より挨拶

(会長) 議題1 障がい者生活支援センターの活動報告について、各事業所からそれぞれ説明をお願いします。

(春日苑) 家庭訪問や連絡・調整・確認等が多くありました。理由としては、自分で電話がかけられない方や支援センターに来所することが難しい方が多く、相談員の訪問が必要なためです。また、サービス利用の調整が上手にできないということでサービス利用・制

度に関する相談も多くありました。全体的な報告として、支援を考える際に本人の希望を中心に検討することが前提としてありますが、必ずしも希望どおりの支援ができるとは限らず、その場合は本人と相談して、何を優先しなければいけないのかを考えています。しかし、本人の希望を尊重すると良い結果につながらない場合もあり、支援センターの職員としてどこまで関わればいいのか考えさせられることがありました。

(かすがい) 支援内容では、連絡・調整・確認が1番多くあります。ニーズ別では、サービスの利用・制度がいつもと同様に多くあります。全体的な所感としては、知的障がいの特性である先の見通しが見つからないことにプラスアルファして、本人が今までどんな生活を送っていたのかという生活歴の部分が大きく影響しており、一般の人が感じる危機感を本人が持ちにくく、危機的な状況に陥っているケースが多くありました。そのような場合に、本人が希望したからといって、どこまで本人の希望に沿って支援をすればいいのか、また、どこで支援者が介入すべきかを支援センターとして悩むことがありました。本人より周囲の支援者が困り、危機的な状況を回避するための先回りした支援は、結果として依存的な関係を作る場合もあります。それぞれの関係機関がどこまで支援するのかという調整や進行していかないケースを長期的に支援者が負担なく支援をしていくにはどうしたらいいのか、現在、支援センターとして悩むことが多くあります。

最後に、他害や発作等のある方がサービスに結びつきにくいという課題についてです。具体的には、日中活動系や移動支援、ショートステイ等のサービスが普段から利用できず緊急時であっても受け入れをしてくれる事業所が見つからないということです。本人の生活をどのように組み立てるかという難しさもありますが、サービスに結びつかないことで家族だけに負担がかかることを支援ケースから感じる場合があります。また、施設入所について、私たちとしては地域で生活する方法を模索していく必要性はあると思いますが、依然として入所のニーズも高いということを現場では感じています。入所希望者は沢山いますが、空きがない状況であり、支援センターの努力だけではなかなか進まない問題であると感じます。

(まある) 支援の内容は、電話による相談が1番多くあります。日々の悩みや日常生活のこと、制度の利用等、内容は多岐に渡ります。その他の10件は、制度や法律の解釈をケースとは直接関係のない関連領域の方に聞き情報収集をすることやコンサル的なことでこちらが意見を求めたりする場合の件数です。全体的な所感としては、世帯全体に支援が必要なケースが多く、地域包括支援センターや医療機関、その他の関係機関と連携する機会が

多くありました。特に8月は個別支援の件数が多く、なかでも家庭訪問や同行支援等で外に出ることが多くありました。新規の相談や同行支援は1回に1時間以上、長い時には半日かけて話を聞くこともあり、多問題の場合になると、課題を整理しながら話を聞く必要があるため、電話相談に時間が取れない状況もありました。病気の問題だけではない日常生活のしづらさや被虐待等生育歴に起因する問題、摂食障がい等、精神科領域の幅はとても広く、相談者を理解し支援するには年単位の時間がかかるケースもあります。相談のみに終わらず、直接的な支援を必要とするケースが多くあったと思います。

(あつとわん) いつもと同様に新規の件数が多いことが特徴です。これは支援が継続されていないわけではなく、同一の相談者からライフステージが変わる幼稚園や小学校の入学時には時点的に継続した相談を受けています。課題としては、始めに顔の見える関係を広げていく必要性を挙げました。8月に学校教育課が開催しました特別支援教育コーディネーターの研修会に参加し、相談支援事業所を紹介する機会を作っていただきました。研修会后、参加された先生が支援センターに来訪し、保護者との関係にすごく悩んでいたが、今までどこに相談したらいいのか分からなかったというお話を聞くことができました。相談者が抱える問題を各機関がそれぞれの役割でサポートしていくという連携が大切ではないかなということを感じています。今後は顔の見える連携を広げるため、積極的に外へ出ていく機会を増やしいこうと思います。次に、あつとわんの相談の多くは、障がいがあるかもしれないという発達の不安や困りごとについてですが、あまり障がいということにとらわれず、子育て支援という保護者にとって入りやすい窓口であることも必要だと思います。障がいの相談支援と子育て支援をどのように絡めていくかという点を今後の課題として考えています。

(会長) 意見や質問のある方は挙手をお願いします。

(河野委員) 春日苑とかすがいにお尋ねします。春日苑は2つ目の課題として、「支援者としてどこまで関わるべきなのかを考えさせられることがある」と書かれており、かすがいは全体的な所感として、「本人よりも関係機関が困ってしまっている場合もある」と書かれています。今までに、あまり事業所の困り感を聞くことはありませんでしたが、今回このように報告されました。このような時、支援センターとしてどのように対応されているのか教えてください。それから、かすがいの連携の取れたケースや工夫したケースの項目に書かれているケースはとてもいい支援をされていると思いますが、この方が現在どのような暮らしをしているのか、そしてこの先はどのように支援センターとして関わっていかれ

るのかを伺います。

(春日苑) このケースは、1人暮らしをされていて、生活習慣の乱れが認められる方でした。支援センターや関係機関も含めて、その方の生活を制限しすぎることなく、どこまで関わるべきかというところが課題としてあり、結果として、本人の意見をなるべく尊重して妥協点を出して支援を組み立てました。支援者がどこまで関るべきかについては、今でも悩むことがあります。その際は、関係機関や4か所の支援センターの職員同士でこういう時はどういうふうに支援したらいいかと相談をしたり、意見を求めたりしています。行った支援が良かったのか、悪かったのかは、すぐに結論を出せませんので、最後までケースを支援し見守り続けていきます。

(かすがい) 本人の意向を1番に尊重して方向性を決めるということは、支援センターだけではなく他の関係者も大事にしている部分です。しかし、先の見通しをつけることが難しい知的障がいの方にとっては、本人の思いを尊重した場合、状況がかなり悪化してからSOSが出ることが多く支援センターも急な対応を迫られ、支援に苦慮することがありました。また、1か所の支援機関だけでケースに関わると、ケースに対応し切れなかったり、しんどい気持ちを抱えざるを得ない状況になることがあるため、関係機関でケースを共有し、それぞれの役割を生かして支援が行えるよう、関係機関の調整を図ることも支援センターで行っています。次に連携の取れたケースについての質問ですが、これは最近のケースであり、資料作成のタイミング上、1人暮らしに結びついたというところで書き終えています。もちろん1人暮らしを開始して終わりではなくて、ここからがスタートだと思っています。この方の現在の状況は、家族が安心するような安定した生活には及びませんが、退院をして1人暮らしをしたい本人の意向に沿って支援が進められており、本人の生活についても概ね問題はなく順調に過ごせていると思います。日中活動の場所には行けたり行けなかったりということはありませんが、予測されていた部分でもありますので今後も支援センター、ヘルパーや日中活動の事業所、病院のケースワーカーが連携し、本人の気持ちに沿って継続的に支援を行っていきます。このケースにおいて関係機関との連携が上手く取れた要因は、支援センターだけが連携を求めていたわけではなくて、関係機関がそれぞれの役割を理解して、積極的に連携を図ろうとしてくれたことだと思います。

(会長) 本人の意思を尊重し、本人のペースに合わせていろいろ提案をしながら妥協点を見つけるということですね。

他に質問はありますか。

(藤原委員) 集計表や中間案を見ますと、今年度の相談件数は昨年度に比べ大幅に増えている状況です。加えて、支援センターは、相談支援の他にも会議や研修会への出席、メッセージ等たくさんの活動をしています。私たちは相談支援を利用する立場ですので、こんなに忙しければどの程度お話を聞いていただけるのか心配です。実際、電話をかけても通じないことが度々あり、利用者アンケートにも電話が繋がらないという意見がたくさん書いてありました。これだけのニーズがあるということは、支援者が足りないということでもあります。私たちが身近な場所で気軽に相談できる体制を検討していただけるようお願いします。

(会長) ただいま藤原委員より、集計表や中間案を見る限り昨年度よりも利用者数が非常に増えているが、相談員の数は変わっていない。こうした現在の体制についてより強化していく必要があるという意見をいただいたと思います。これについて事務局は何か意見や説明はありますか。

(事務局) 今年の数値が5か月間で3,220件ということで、昨年と比べて大幅に伸びております。これは、ある支援センターにおいて、8月に非常に困難なケースが発生し、頻繁に関係機関と連絡を取り合ったことが一因です。障がい者総合福祉計画においても、皆さんから意見をいただくこととなりますが、社会情勢や制度の改革を踏まえて今後の相談支援のあり方について総合的に検討していきたいと考えております。

(会長) 他に質疑はありますか。

なければ議題2の連絡会の報告に移ります。

始めに事業所連絡会、次に住まいに関する研究会、最後に当事者団体連絡会から報告をお願いします。

(かすがい) 資料3に基づき説明

(会長) これについて意見や質問はありますか。

支援センターが小牧養護学校の進路情報交換会に参加したということですが、春日台養護学校の近藤委員は、この点について意見等ありますか。

(近藤委員) 小牧養護学校については肢体不自由の養護学校です。本校は知的障がいの養護学校ですが、養護学校は基本的に小学部、中学部、高等部という三つの部があります。小学部は小学生、中学部は中学生、高等部は通常の高校生と年齢は一緒ですので、対応していると考えていただければ結構です。小学部は6年間あるわけですがけれども、義務教育の段階ですので特に事情がなければそのまま小牧養護なら小牧養護の中学部へ、春日台養

護学校であれば春日台養護学校の中学部へ進学します。高等部になりますと非義務の段階になりますので一応入学選考を行うわけですが、ほとんどの生徒がそのまま高等部へ進学することになります。高等部を卒業する際はもう大学部はありませんので、それぞれがそれぞれの社会、何らかの形で社会に出ていくために学校としても保護者に対していろいろな情報提供をします。非常に熱心に情報収集をされる保護者もみえれば、残念ながら仕事等を持ってなかなか情報収集するのが難しい保護者の方もみえます。卒業後の生活に不安を持つ保護者のために、学校だけではなく外部の支援者からの情報も提供できるよう進路情報交換会について、本校も前向きに考えていきたいと思えます。保護者にとっては非常に有意義なものであると考えます。

(会長) 他にありますか。

(戸田委員) 春日井市肢体不自由児・者父母の会 80名のメンバーのうち、約20名が小牧養護学校の保護者ですが、会員数が少ないため、在学中の方の困っていることがなかなか父母の会に上がってこない状況にあります。小牧養護学校の進路情報交換会で具体的にどんな相談があったのか聞かせていただければと思います。

(春日苑) 進路情報交換会では、医療的ケアが必要な子どもの受け入れ先がなく困っていますということをうかがいました。具体的には、日中一時支援や児童デイ、短期入所や養護学校卒業後に利用する生活介護等のサービスについてです。事業所によって医療的ケアを行うかどうかの判断が分かれているため、医療的ケアを行っている事業所や支援内容、サービスの提供時間等の情報提供を行いました。また、サービスの利用方法が分からないという保護者もおみえになったため、支援センターに相談してくださいとお伝えしました。

(会長) 他にありますか。

なければ次に移ります。

研究課題となっています住まいの課題についてですが、前回の定例会で部会にすることを承認されました。そのことについて、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 前回の定例会で研究会から部会へという意見をいただき、委員の皆様へ承認をいただき、研究会のメンバーと事務局で協議をしました。現在、研究会としては住まい、住まうということについて広く情報を集めているという状況であり、地域のなかで過ごしていくということについて広く情報収集をしているという状態ですので、大きな柱とか目標をどういったところに置いてということはまだ絞りきれない状況です。そのためこの研究会が即部会に転化するということは今のところありません。ただ皆さんにご

意見をいただいて承認していただいたという経緯もありますので、本年度中に研究会と事務局と共に方針を定めて部会にする方向で進めていきたいと思っています。

(会長) よろしくお願ひします。続いて住まいに関する研究会の報告をお願いします。

(春日苑)

資料4の説明

(会長) ただいまの説明について質問、意見はありますか。

なければ次の報告に移ります。当事者団体連絡会の報告をお願いします。

(河野委員) 資料5に基づいて説明

(会長) ただいまの説明について意見や質問はありますか。

(田代委員) 報告のなかで、「サービスの利用ができないケースがある。発作、パニックなどがあると利用を断られる」とありましたが、先ほどかすがいの報告にも同様の内容がありました。報告の内容が重なっているため、私はこの問題に注目をしたいと思います。現在、日中活動部会では、日中活動の場の不足について協議を進めています。いくら日中活動の場が整備されても、このような課題があればサービスの利用につながらないのではないのでしょうか。関係する委員の方からご意見や現状を詳しく伺いたいと思います。

(会長) ご意見のある方いますか。

この意見を受けて、支援センターかすがいはいかがですか。

(かすがい) 実際に相談のあった件数をお示しすることはできませんが、私たちが相談支援を行うなかで発作やパニックがあることにより、サービスの利用が難しいケースがあります。例えば、家庭の事情によりショートステイを5日間くらい使いたいという希望があっても、事業所は、まず本人の様子を見たいから1泊2日で利用してくださいと言われる等、本人や家族の希望に沿ったサービスが提供されない現状があります。入所については、先ほど報告しましたとおり、施設の入所を希望する声はたくさんありますが、すべての方に施設が必要なのか、例えばケアホームやグループホームで生活できるようにサービスを手厚くすることやそれ以外の方法はないのか、地域で生活することの可能性を客観的に見る必要があると考えます。

(会長) 恩田委員いかがでしょう。こういったサービスを受けるのが困難という方への対応について何かありますか。

(恩田委員) 現在、当施設の利用者のなかには、身体と知的に障がいがあつて、上手く話ができないために、本人が要望していることが支援者に伝わらず、簡単に言いますと、無

断外出や他の入居者の部屋に入ったりというようなことで、実際に困っているケースがあります。施設の造りとして、鍵をかけることもできませんし、どこからでも簡単に出入りできる構造です。そういった問題行動のある方が施設を利用したいと言われた場合、スムーズに利用に結びつかない現状はあると思います。

(会長) これに関連して、森長委員お願いします。

(森長委員) まず、他害とてんかんを分けて考えたいと思います。他害と障がいの特性を理解したうえでの支援が、乳幼児の時からきちんとなされることが待望されています。現場ではその努力がなされていると思っています。子どもに対して支援者は、頑張れと言っても仕方がないから、困ることに対して駄目だからやめなさいと言わなければならない。駄目だからやめなさいが伝わらなければ言っても仕方がないですね。それが障がいの理解です。学校教育も保育園も幼児教育も力を入れておられると思いますが、より一層そこに力を費やして、今後そのように他害のある方が出てこないように、少なくなるようにしていく必要があります。少なくとも私の理解としては、他害は自傷も含めて2次障がい、3次障がいであり、障がいそのものが持つ特性ではないと思います。うまく伝えられないことによって暴れざるを得ない。ならば、子どもが上手く伝えられるように支援をしていく。現状においては困難が伴うと思いますが、そこは目下、関係する方々が努力されていると思います。言い換えれば他害と自傷がなければ地域で暮らしていけるとしています。それを発達支援という形で置き換えることが適切かどうか、それでオールマイティだとは思いませんが、本人の発達を見据えた、分かりやすい支援を心がけていきたいと私自身、改めて今のお話を伺って感じました。少なくとも頑張るという言葉が現場から無くただけでも変わります。間違いなく変わります。困ることに対して困るじゃなくて、好きなことが1つでも2つでも見つければそれを糸口にほめることができますからきっと変わります。経験上、そう断言したいと思います。

(会長) まあるさん、どうぞ。

(まある) 平成19年度から、相談支援事業の委託を受けて相談支援を行うなかで、私はずっと精神分野に関わってきました。精神障がいは怖いという偏見があり社会に受け入れてもらえないと考えていましたが、他障がいの分野の事業所と仕事をするようになり、知的は知的で、身体は身体でそれぞれに社会の偏見や壁があることを知りました。偏見とは何かということについて数年前の相談支援事業所連絡会でも話し合いましたが、結局、知らないことが偏見を生んでいるのだと思います。実際、マスコミや一部の情報だけで、病

名、発作、他害があることを理由にサービスの利用を断られてしまうことがあります。やはり、病名ではなく、その人自身を知ってもらい、何かあってもどう対応すればいいかをちゃんと伝えられる、そういう支援ができればと思うようになりました。これからもそのような支援を続けていきたいと思います。

(会長) 障がい者の方の考えがうまく伝わるように、そういう方法を見つけていくこと、それを他の支援者の方たちにも啓発していくこと、両方の必要性を森長委員、まああるから意見があったと思います。

他に意見や質問はありますか。

なければ議題3、地域の課題の解決に向けての取組みに移ります。

連携部会、教育関係から報告をお願いします。

(近藤委員) 教育部会は、7月26日と、9月22日に開催しました。

7月26日には、児童発達支援センターについて事務局から情報提供がありました。また、8月9日には特別支援教育コーディネーターの研修会があり、これに関連して、学校教育課と養護学校は研修だけではなくて、就学相談等についても連携を進めていきたいという話がありました。前回の協議会において紹介しました虹色キッズの要望書に、教員の発達障がいへの理解についてという項目が挙げられていましたが、小牧養護学校や春日台養護学校で開催している特別支援教育の専門性を高めるための研修会に市内の小中学校の先生が一部参加しているという報告がありました。

9月22日には、連携について情報交換を行いました。8月9日に開催された特別支援教育コーディネーター研修会と、8月22日に開催された特別支援学級担当者研修会の報告があり、研修会後のアンケートでは、大半の先生が相談支援等について知ることができてよかったと回答がありました。なお、研修会の後に、参加した先生が障がい福祉課を訪ねて児童デイサービスについて詳しく聞いたり、支援センターを訪ねて保護者との関係について相談するケースがあり、少しずつ連携が広がっているとの報告がありました。保育園と幼稚園の連携については、サポートブックが活用できないかというところで協議中です。

(会長) ただいまの報告について意見や質問はありますか。

なければ、次に連携部会の精神関係をお願いします。

(佐々木委員) 精神部会は、7月13日、9月14日、10月19日に開催しました。

当事者や家族が見て、その方たちがどこに相談すればいいのか、自分がどこにつながるといいのかということがわかる資源表の作成を考えています。それを、現在市が発行してい

る精神保健福祉サービスガイドに挟み込むということと、不特定の人にも配布できるような2通りの方法の検討をしています。日中活動の場については、精神の方が抱えるニーズが見えにくいところがあり、今後は日中活動部会との関連を考えています。

(会長) これについて意見や質問はありますか。

(佐藤委員) 部会で話し合われた内容をもう少し詳しくお話してください。

(佐々木委員) 資源表は検討中の段階であるため、イメージだけでもお伝えしたいと思います。まず、縦軸と横軸を作りました。1つの軸は保健、医療、福祉という3つの分野に分かれています。というのも、精神の場合は、医療の分野もかなり入ってきますので、保健、医療、福祉の役割が分かりにくいという声があり、それぞれの役割を分かりやすく示しています。もう1つの軸は、受診する前、治療期、安定期、回復期に分類されていて、当事者や家族がどのようなサービスを利用するといいのかが視覚で分かるようになっています。表に掲載する各資源については、現在、洗い出しを行っています。

(会長) 精神部会のなかで当事者や家族が見てわかりやすい資源表を作ろうということで活動されているという報告でした。

他にありませんか。

なければ次に連携部会、医療関係から報告をお願いします。

(春日苑) 資料6に基づき説明

(会長) 意見や質問はありますか。

なければ日中活動部会の報告をお願いします。

(田代委員) 資料7に基づき説明

(会長) 意見や質問はありますか。

(まある) 日中活動部会に精神が入っていないのは、養護学校を卒業する方の進路先がこのままだと足りなくなるということから始まった部会だからです。先ほどから話があるように、精神というのは福祉の分野だけではなく、保健、医療、福祉が並行して存在し、当事者はその3分野を行ったり戻ったりします。例えば、日中活動の場については障がい者総合福祉計画の中間案にもあるように、利用したいサービスの1番はデイケア、ナイトケアとなっています。実際に利用されているサービスもデイケア、ナイトケアが1番多いです。これは福祉サービスではなくて医療の外来治療です。精神の場合、単純に福祉サービスでこれだけのニーズがあるから、これだけの施設が足りないとは読み取れないのです。デイケア、ナイトケアは外来治療のため、自立支援医療と春日井市の医療費助成を使えば

無料で利用でき、昼食や夕飯も提供されます。作業所や福祉サービスを利用すれば、実費の昼食代はかかりません。来年度の開設に向け、作業所が地域活動支援センターに移行するための準備を進めていますが、地域活動支援センターで1人単価いくらというふうで成り立つのかとても難しいところです。精神の分野は、医療に傾いてやってきた長い歴史がありますので、そのあたりの問題も含めて考える必要があると思います。

(会長) ありがとうございます。佐々木委員お願いします。

(佐々木委員) デイケア、ナイトケアの話がありましたが、障がい者総合福祉計画のアンケートの回答で、精神障がいの方の利用したいサービスのパーセントで1番多いのは、「分からない」の20.3%でした。そして2番目にあるのが、デイケア、ナイトケアです。分からないが1位だということは承知しておいていただきたいです。それと資料の最後に利用者アンケートがありますが、まねきねこやサボテンくらぶのようなフリースペースがもっとあり、本人たちの居場所や利用回数が増えると嬉しいという意見が書かれていました。この10月から東部ほっとステーションでボランティアが月に1回、居場所活動を開催されており、当事者の方たちがたくさん参加してくれました。参加された方たちの中でデイケアに通ってる方も結構いらしたので、病院のデイケアと地域の居場所はやはり意味合いが違うのではないかなというふうに私は思います。地域で他の一般の市民の方と触れ合える、交流ができるような、対等に話ができるような、そういう居場所が必要ではないかと思います。

(藤原委員) 佐々木委員のお話にもありましたが、保健所の協力のもと、ボランティアが東部ほっとステーションでかたつむりの里という活動をしています。私が行った時は、終わる際だったのですが、25～6番目に署名し、入り口で受付をしました。とても楽しそうに皆さんが集っていましたが、とにかく精神疾患の人たちは、調子のいい時でないに行けないのです。サボテンくらぶやまねきねこ、以前にはオアシスという居場所がありましたが、東部方面にはなかったもので、かたつむりの里ができ、すごく喜ばしいことだと私は感謝しています。医療であれば、昨日眠れなかったと言うと、スタッフの人たちはそれを取り上げるわけではないと思いますけれど、本人にとっては眠れなかったことで薬が増えるのではないかという不安もあり、地域の中に居場所があるというだけで、自分の思いが話せるという利点があります。デイケア、ナイトケアを利用して、助かっている人もあると思いますが、地域の中に居場所があるということはとても大切だと思います。そこから仲間作りができたり、情報を得たり、関係機関の方に結びついて相談支援に結びついたり、

サービスに結びつくこともあります。家族だけではとても担えないので、居場所の重要性を改めて理解していただきたいと思います。

(会長) 日々の支援をしているようなデイケアやその他の就労支援施設とは違う意味で、頻度は少なくとも居場所というのは大事だという意見だったと思います。

他になければ次に移ります。

議題4、春日井市障がい者総合福祉計画の改定について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料8に基づいて説明

中間案38ページの中段、障がい者生活支援センターの相談についての記載にある「利用した方の約6割の方が不満があるという結果が出ています。」の「約6割」という数字は、集計に誤りがあったため、「約3割」に訂正してください。

(会長) ただいま事務局より説明がありましたが、施策推進協議会から提言に関するの回答がありましたので、ここで私のほうから読み上げ、お伝えします。

回答読み上げ

それでは提言の回答も含めてこの計画の内容について意見や質問はありますか。

(貝沼委員) 障がい福祉サービスや相談支援事業の見込み量と実績の数値に大きな差がありますので説明をお願いします。

それから、啓発広報活動の推進について、広報誌とホームページを活用し障がい者の日、障がい者週間に合わせた啓発を行いますと書いてありますが、昨年度に実施された計画改訂のためのアンケート調査によっても、相談支援センターがあることを知らないという人が非常に多かったと記憶しています。障がい者の日と障がい者週間に限って啓発広報するのではなく、日頃から相談支援センター等の啓発広報活動の充実を図るべきではないかと思えます。

(会長) ただいまの意見について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 見込み量と実績にあまりにも差があるのではないかという質問ですが、障害者自立支援法が平成18年に施行されましたが、見込み量を策定するにあたっては、当初どのくらいの利用があるか、また、どのくらいの事業所が新法へ移行するのかということがよくつかめませんでした。実際に見込みに対してその実績があまりなかったということも踏まえ、21、22、23年度の障がい福祉計画は策定されています。それから啓発について、広報・市ホームページを活用し、障がい者の日、障がい者週間に合わせた啓発を行いますということで、毎年12月1日以降の広報で特集を組んで障がいに関する制度等についてお知らせ

しています。先ほど貝沼委員からお話がありました障がい者生活支援センターをもっと周知すべではないかという点については、実際、広報することにより、その月や翌月には相談件数が伸びるということも聞いております。広報に毎月記事を掲載することができればいいのですが、限られた紙面となりますので、障がい者週間に合わせて特集を組み、広報していきたいと考えております。

(河野委員) この中間案の数値目標のところ、日中活動部会が提言しました数字はすでに反映されているのか教えてください。先日、施策推進協議会を傍聴し、その中でも意見が出ていたと思いますが、相談支援事業所について検討していただきたいと思います。先に藤原委員がおっしゃいましたが、相談件数はどんどん増えていく、支援センターの数は変わらない、相談を受ける相談員の数も変わらないというところで、今回の報告等を見る限り、支援センターはかなり頑張っているんじゃないかと感じます。支援センターの方の頑張りも限界に近いのではないかとこのように思えてなりません。私たち当事者団体からも以前提案という形で、基幹センターや相談員の増員を挙げました。そういうことを今回の障がい者総合福祉計画で実現できるように検討していただきたいと思います。また、各支援センターに男性女性の相談員がいていただくことも大切ではないかと思えます。この協議会の委員の皆さんからも強くお願いしていただけたらありがたいと思います。

(会長) 見込み量に今回提言したものが含まれているのかという質問と、あとは意見ですね。相談員数を増やしたり、できれば男女を揃えたり、あるいは基幹センターのようなものを設けてほしいし、そういったことを次の計画には生かしてほしいということですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 見込み量に提言内容が反映されているかというご質問については、生活介護の24、25、26 というところで約30数名増えています。この数値は人口増加に加え、障がい者の増加率、過去の増加等を勘案して見込み量を立て、その中には今回の提言のありました養護学校の卒業生の皆さんの数も含まれています。それから、障がい者の相談支援事業につきましては、今日の会議の冒頭でも話がありました。施策推進協議会においても相談件数が年々700件くらい増えていくのに、相談員数が9名の体制ですかといった質問がありました。平成25年の8月までに障がい者自立支援法に代わるに障がい者総合福祉法が施行される予定ですが、その骨子案の中で相談支援のことについても触れられております。人口3万人くらいの規模に対して地域の相談支援センターが1か所、それから人口30万人くらいにこの規模に対して総合相談支援センターを配置することが望ましいとあります。県

と市が相談して、県の委託事業として実施をするといったことも掲げられております。そのような制度の改革があるなかで、相談支援事業の整備に関して考えていかなければならないと考えています。ただし、今の段階で、具体的な人数を10人するのか、12人するのかということは触れることができないため、見込み量として9人とさせていただきます。相談件数については、過去の伸び率をみてこの件数を挙げていますが、相談の体制については、市としましても制度の改正あるいは相談の状況や実態等を勘案して検討していくつもりでおります。

(河野委員) 相談支援は大事な事業だと思っておりますので、できれば約束していただきたいと思っております。相談支援事業所はそれぞれ障がい別に担当があります。どこの事業所に行ってもいいですということを施策推進協議会において事務局が答弁されましたが、4年半こういう形できた以上、誰もがまあるといえば精神、かすがいといえば知的というふうには、利用者側でも色分けができて、浸透してしまっているという事実があります。これには事務局の責任もあると思っております。今回、支援センターの報告から困難を抱えてきているということが初めて読み取れました。支援センター間の連携に任せるのではなく、支援センターをアドバイスできる人がいるべきではないかと思っております。数字で積みに出せないとか何か事情があるとしても、期待をしたいと思っております。

(会長) 先ほど事務局から説明がありましたが、制度改革等の流れに沿って、今すぐではありませんが相談支援事業について検討する方向性があるということですね。事務局は何か意見がありますか。

(事務局) 相談支援事業の体制については、今後、検討していくとうことでご理解をいただきたいと思っております。

(戸田委員) 当事者団体連絡会では、障がいのある人が地域で暮らすことについて、グループホームやケアホームという制度上の方法と制度にこだわらない方法を考えることが課題となっております。中間案にも共同生活援助・介護について平成26年度には100名という見込量があげられています。現状では、グループホーム等を利用している方の多くは、そのグループホーム等を作られた法人が運営する日中活動の場に通い、法人が一般住宅等を買上げ運営しているグループホームや保護者が500～600万円くらいの自己負担を投じて作られたグループホームに入居しています。しかし、本来はアパートを借りて、そこで4～5人が暮らし、世話人やサービス管理責任者、生活支援員の支援を受けながら地域で普通に暮らすことがグループホームの目指すものではないでしょうか。今後は新しい入所施

設が整備されない実情がありますので、障がい者が地域のなかで暮らすために、社会福祉法人にグループホームの開所について考えていただきたいと思います。あわせて、入所している方のなかには、地域で暮らすことが可能な方もいらっしゃると思いますので、その方たちをグループホームへ移すことも考えていただきたいと思います。先日、グループホームに関しての講演会を開催しましたが、参加した保護者のアンケートによりますと、将来は子どもたちに地域での暮らしをさせたいという回答がほとんどでした。また、岐阜羽島市へ見学に行きました時は、グループホームだけを単独で運営すると年間300万くらいの赤字になるとお聞きし、保護者がグループホームを運営することは難しいと思いました。結局、グループホームは生活介護や就労支援等のサービスを一緒に運営することで採算が取れているというのが現状ですので、居宅支援事業所連絡会から出席されています市川委員や恩田委員を始め、ホームヘルプ事業をされている事業所にグループホームの運営をしていただくことが確実だと考えます。現在は、区分が3以上ないとその方の支援にホームヘルパーがグループホームに入ることはできませんが、平成25年に施行される新しい制度では、ヘルパーが支援に入れるようになると思います。高齢者のグループホームに比べ、障がい者のグループホームは依然として少ない状況にあります。居宅支援事業所連絡会からもグループホーム整備について行政へ声を上げていただき、身体障がいのある場合は、バリアフリー化されたグループホームの整備についても行政にバックアップしていただきたいと思います。

(会長) こういった願いがありました。市川委員お願いします。

(市川委員) 事業者が民間の場合、どうしても収支を考えなければいけないため、簡単に事業所の皆さんに作れ作れとは言えません。しかし、戸田委員からお話がありましたように実際、複数の事業を運営して全体で採算を取らないと福祉系の事業所というのは確かにやっていけないため、その辺りも踏まえて、サービスが不足した時にサービスが提供できない状態というのは事業所として恥ずかしいことですので、グループホームの整備に向けて進んでいけるような体制を作りましょうということは事業所の皆さんに伝えていきたいと思います。障がい児者の部会というのが居宅支援事業所連絡会のなかにあります、私がちょうど取りまとめをやっていきますので、今回提示された計画の中間案や協議会で出された皆さんからの意見を持ち帰り、次回の協議会において事業所の方の意見等を発表させていただきたいと思います。

(会長) 今の戸田委員の意見に対する意見とこちらの計画についての意見を次回に発表さ

りたいということですね。よろしくお願いします。

他にありますか。

(まある) 初めてこの中間案を見た時に、障がい者生活支援センターでの相談についての内容に疑問を持ち、昨年実施されました障がい者総合福祉計画のアンケートを読み返してみました。その中で、障がい者生活支援センターを知っていますかという質問には、知っていると答えた方が4割切るぐらいでした。次に、障がい者生活支援センターで相談を受けたことがありますかという質問では、ないという方が7割から9割でした。中間案にある支援センターを7割以上の方が利用したことがないという記載は理解できますが、利用した方の約6割が不満があるという結果が出ていますという書き方はアンケート結果から読み取ることができませんでした。なぜなら、支援センターを利用して満足したかしてないかという聞き方ではなくて、間に別の質問をはさんだうえて、相談支援に満足していますかという聞き方になっているからです。その質問では、満足している方が3~4割、不満がある方が3~4割、無回答がまた2~3割という回答結果でした。また、誰に相談していますかという質問では、一番多いのはやはり家族、友人、知人、その他には医師、看護師、市役所の職員、福祉施設の職員、ヘルパーさんもありました。残念なことに支援センターは、わずかに3%から10%台しか相談相手に入っていませんでした。支援センターを知っていますか、利用していますかという割合は、間違っていないと思いますが、相談支援について満足していますかという聞き方をして、支援センターの存在も知らない、利用したこともない方が不満と述べて、それが支援センターに対する不満と言い切ることに私はとても疑問を持ちました。まあるでは相談員の異動は今までにありませんが、職員が異動するからという回答があるため、これは支援センターのことを聞かれて答えているのではないということをきちんと考えていただきたいと思います。それから、デイケア、ナイトケアは福祉サービスではなく、医療サービスだということを明記していただきたいと思います。理由は、福祉サービスとしてそれが足りているのか足りていないのか、それがあればいいのかということになってはいけないと思ったからです。最後に、利用者アンケートの「障がいの有無にかかわらず引きこもりで困っている家族も利用できるようにしてほしい」という意見についてですが、引きこもりイコール病気、障がいではなく、これは子ども政策課で取り組んでいる子ども若者総合相談センターの分野であると思いますので、この相談窓口についてより一層、啓発していく必要を感じました。

(会長) 複数の意見をいただきましたが、一点だけ、利用した方の約3割の方に不満があ

るという結果のところは大切なことかと思しますので、確認しておきたいと思いますが、これは、まあおっしゃるのは、要するにアンケートの質問が、利用したことがある方にお尋ねします、という問い方ではないということですね。

(まあ) はい。

(会長) だから利用した方という表現に、やはり問題があるのではないかということですね。事務局いかがですか。

(事務局) アンケートの意図としては、相談支援事業所を利用した方の満足度について調査をしていますが、宮原さんがおっしゃられたとおり、利用したことがありますか、はいかいいえで、はいの方だけお答えくださいというような誘導はしておりませんので、今のような誤解は確かにあり得ると思います。ただし、次の不満があると答えた方が具体的にどんな不満がありますかという質問では、先ほど異動はありませんと言われましたが、それ以外の回答では場所が遠い、予約が必要等とあり、これは相談支援事業所の実態ですね、よく聞かれる項目が挙げられておりますので、異動の1点だけを取って皆さんが誤解しているというふうには考えられないと思います。

(会長) よろしいでしょうか。

田代委員どうぞ。

(田代委員) 今回初めて、障がい者総合福祉計画の中間案について地域自立支援協議会に意見を求められたことがいかに重要であるかということをお伝えしたいと思えます。これは、現場を知っている地域自立支援協議会に意見を求めるということを国が定めたということです。例えば、相談支援事業の体制について相談員が不足しているとしたら、それを検証し根拠を挙げ、地域自立支援協議会として意見を述べることができます。今日は時間ありませんが委員の皆さんに中間案を読んでいただき、意見をいただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

(会長) この中間案に関してまだまだ意見があると思えますので、それは事務局にお伝えしていただこうと思えますが、いつまでに事務局に申し上げればよろしいでしょうか。期限を教えてください。

(事務局) 今示しておりますのが中間案です。11月18日から12月20日まで、パブリックコメントを行いたいと思っています。今回まだまだご意見を言い足りないという委員の方もおみえになるかと思えます。そういった意見につきましても、期間がなくて大変申し訳ないのですが、11月1日火曜日を目途に意見をいただきたいかと思えます。メールでも

ファックスでも構いませんのでよろしく申し上げます。それから10月31日に国の課長会議が開催される予定であり、平成24年4月1日施行の改正についての政省令が出されると聞いております。このような内容も含めまして、パブリックコメントの前に皆さんのご意見を整理させていただき計画の策定を進めていきたいと思っております。

(会長) これで本日予定していました議題はすべて終了とします。その他事務局からなにかありましたらお願いします。

(事務局) 資料9の説明

(会長) 他になければこれで終了します。

上記のとおり、平成23年度第2回春日井市地域自立支援協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び職務代理者が署名及び押印する。

平成24年1月5日

会 長 向 文 緒

職務代理者 田代波広